

## 年金1 (問題)

### 【第I部】

問題1. 次の(1)～(6)の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1)～(4)各4点、(5)および(6)各5点 (計26点)

(1) 確定給付企業年金の法令等に関する記述について、次の  から  までの空欄に当てはまる適切な語句を記入しなさい。

○確定給付企業年金法

(掛金)

第五十五条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年一回以上、定期的に掛金を拠出しなければならない。

2 加入者は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、前項の掛金の

することができる。

3 (略)

4 (略)

(掛金の納付)

第五十六条 事業主は、前条第一項の掛金を、規約で定める日までに資産管理運用機関等に納付するものとする。

2 (略)

3 資産管理運用機関等が、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第十七条第一項又は第三十一条の四第一項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構(第八十二条の四第一項及び第八十二条の五第一項において「機構」という。)から同法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡し又は同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換を受けたときは、これらの金額については、前条及び第一項の規定により  とみなす。

(確定給付企業年金を実施している事業主が二以上である場合等の実施事業所の減少の特例)

第七十八条の二 確定給付企業年金を実施している事業主が二以上である場合又は基金が二以上の事業主により設立された場合において、事業主等が一の事業主の実施事業所の全てを減少させようとする場合であつて次に掲げる要件を満たすときは、前条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認（確定給付企業年金が基金型企業年金である場合にあつては、認可）を受けて、当該実施事業所を減少させることができる。

一 減少させようとする実施事業所の事業主が確定給付企業年金を  であると認められること。

二 (略)

三 (略)

○確定給付企業年金法施行規則

(実施事業所の減少の特例を適用する場合の手続等)

第八十八条の三 法第七十八条の二第一号の確定給付企業年金を  であると認められることは、同条の規定による実施事業所の減少に関する事項を規約に定めた場合であつて、当該事項を規約に定めた日以後に減少させようとする実施事業所の事業主が  (当該事業主がその責に帰することができない事由により掛金を納付することができない期間がある場合にあつては、当該期間に係る掛金額に相当する額を除く。) を超えて掛金の納付を怠ったこととする。

2～5 (略)

(2) 確定拠出年金の法令等に関する記述について、次の  から  までの空欄に当てはまる適切な語句を記入しなさい。

○確定拠出年金法

(運用の方法の選定及び提示)

第二十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。）は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるもの（次条第一項において「対象運用方法」という。）を、企業型年金加入者等による適切な運用の方法の選択に資するための上限として政令で定める数以下で、かつ、 (簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。）にあつては、 ) で選定し、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者等に提示しなければならない。

一～六 (略)

2 (略)

3 (略)

(規約の承認)

第五十五条 連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～四 (略)

四の二 中小事業主(企業型年金及び確定給付企業年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する  の数が  のものをいう。

以下この章において同じ。)が第六十八条の二第一項の規定により掛金を拠出することを定める場合にあつては、当該掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項

五～八 (略)

(個人型年金加入者)

第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

一～三 (略)

2 (略)

3 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日(第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第五号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。)に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 六十歳に達したとき。

三  の被保険者の資格を喪失したとき(前二号に掲げる場合を除く。)

四 第六十四条第二項の規定により個人型年金運用指図者となったとき。

五 保険料免除者となったとき。

六  の被保険者となったとき。

七 企業型年金等対象者となったとき。

4 (略)

(3) 確定給付企業年金に関する次の①～④の文章について、下線部分を下線を引いた正しい内容に改めなさい。

- ① 2018年(平成30年)4月より、積立金の額が100億円以上の確定給付企業年金制度において資産運用委員会の設置が義務づけられているが、2020年(令和2年)10月1日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度からその設置要件が明確化され、直近3年の財政決算のうち少なくとも2年で、「積立金の額が100億円以上」かつ「責任準備金の額または最低積立基準額のいずれか高い額が100億円以上」に該当する確定給付企業年金制度とされている。
- ② 規約において加入者の資格を区分しており、それらの区分(「区分A」および「区分B」とする)の間で支給要件並びに給付の額の算定方法が異なっている場合において、加入者の資格を取得したときに区分Aだった加入者が、加入者の資格を喪失したときに区分Bとなっていたときには、区分Bにおける支給要件を適用するとともに、資格喪失時に区分Aであったとした場合の給付の額を保証することとされている。
- ③ リスク分担型企業年金の調整率の改定について、例えば、ある事業年度の決算または財政計算において「給付財源/調整前給付額の通常の予測に基づく予想額の現価に相当する額」が0.95である場合、当該事業年度の末日または当該財政計算の計算基準日の属する事業年度の翌事業年度または翌々事業年度の調整率を0.95とする必要がある。
- ④ キャッシュバランス制度において、給付の額の再評価に用いられる再評価率については、各期間に用いる再評価率が明確になるように規約に規定する必要があるが、当該率は上限または下限を設けることや、規約で定める期間ごとに異なる指標を規約に定めて用いること、または当該率の改定時期を財政再計算の時期とすることは全てできない。

(4) 企業型年金、個人型年金に関する次の①～④の文章について、下線部分を下線を引いた正しい内容に改めなさい。

- ① 2022年(令和4年)5月より、個人型年金の脱退一時金の支給要件が見直され、65歳未満であること、通算拠出期間が1か月以上3年以下または請求した日における個人別管理資産の額が1万5千円以下であること、企業型年金加入者でないこと、障害給付金の受給権者でないこと、最後に企業型年金加入者または個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと、確定拠出年金法第62条第1項各号に掲げる者に該当しないこと、国民年金法附則第5条第1項第3号に掲げる者に該当しないことのいずれにも該当する者は、脱退一時金の支給を請求することができるようになる。

- ② 厚生年金基金、確定給付企業年金、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済または退職手当制度から企業型年金に資産を移換する場合において、企業型年金規約には、資産を移換する制度の種別、資産移換対象となる企業型年金加入者の範囲、個人別管理資産に充てる移換額、通算加入者等期間から控除されるべき期間の範囲、企業型年金への資産の受入れ期限日、退職手当制度から資産の移換を受ける場合は、資産の移換を受ける最後の年度を記載することとされている。
- ③ 同時に2以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する者は、確定拠出年金法第13条第1項に基づき、加入する企業型年金を選択する必要があるが、その選択は、その者が2以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日から起算して1か月以内にしなければならない。
- ④ 企業型年金における事業主掛金の拠出は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、原則として4月から翌年3月までの12か月間を単位として拠出するものとする。

(5) 公的年金に関する次の①～③の文章について、～の空欄に当てはまる適切な語句あるいは数値を、それぞれの選択肢の中から選択し、記号で答えなさい。なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。

- ① 厚生年金保険法では、標準報酬月額の設定について次のように定められている。

第二十三条 実施機関は、被保険者が現に使用される事業所において継続した三月間（各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、その年の月（月から月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の月）までの各月の標準報酬月額とする。

(注) は出題の関係上省略している。

【選択肢】

(ア) 四      (イ) 五      (ウ) 六      (エ) 七      (オ) 八      (カ) 九      (キ) 十  
(ク) 十四    (ケ) 十五    (コ) 十六    (サ) 十七    (シ) 十八    (ス) 十九    (セ) 二十

- ② 「国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）」では、給付水準の下限について次のように定められている。（条文は制定時のもの）

附則

第二条 国民年金法による年金たる給付及び厚生年金保険法による年金たる保険給付については、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額とを合算して得た額の第三号に掲げる額に対する比率が  こととなるような給付水準を将来にわたり確保するものとする。

一 当該年度における国民年金法による老齢基礎年金の額（当該年度において  に達し、かつ、保険料納付済期間の月数が  である受給権者について計算される額とする。）を当該年度の前年度までの標準報酬額等平均額（第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額をいう。）の推移を勘案して調整した額を  得た額に  得た額に相当する額

二 当該年度における厚生年金保険法による老齢厚生年金の額（当該年度の前年度における男子である同法による被保険者（次号において「男子被保険者」という。）の平均的な標準報酬額（同法による標準報酬月額と標準賞与額の総額を  得た額とを合算して得た額をいう。次号において同じ。）に相当する額に当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額又は標準賞与額に係る再評価率（第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいい、当該年度に  に達する受給権者に適用されるものとする。）を乗じて得た額を平均標準報酬額とし、被保険者期間の月数を  として第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項の規定の例により計算した額とする。）を  得た額に相当する額

三 当該年度の前年度における男子被保険者の平均的な標準報酬額に相当する額から当該額に係る公租公課の額を控除して得た額に相当する額

2～3 （略）

【選択肢】

- (ア) 百分の四十九を下回らない (イ) 百分の四十九を上回る  
(ウ) 百分の五十を下回らない (エ) 百分の五十を上回る  
(オ) 百分の五十一を下回らない (カ) 百分の五十一を上回る  
(キ) 六十歳 (ク) 六十五歳 (ケ) 七十歳 (コ) 四百二十 (サ) 四百八十  
(シ) 五百四十 (ス) 六百 (セ) 二で除して (ソ) 六で除して (タ) 十二で除して  
(チ) 二を乗じて (ツ) 六を乗じて (テ) 十二を乗じて

- ③ 短時間労働者を厚生年金保険の適用対象とすべき事業所の従業員数の要件は、時期に応じて以下のとおりである。

時期	要件
2016 年（平成 28 年）10 月～	※
2022 年（令和 4 年）10 月～	H 人超
2024 年（令和 6 年）10 月～	I 人超

(注) ※ は出題の関係上省略している。

【選択肢】

(ア) 30 (イ) 31 (ウ) 50 (エ) 51 (オ) 100 (カ) 101 (キ) 200  
(ク) 201 (ケ) 300 (コ) 301 (サ) 500 (シ) 501

- (6) 次の①～⑤の文章について、A ～ G の空欄にそれぞれ当てはまる適切な記号または数値を記入しなさい。

- ① 中小企業退職金共済の付加退職金は、運用利回りが予定利回りを上回った場合に基本退職金に上積みされるものである。具体的には、掛金納付月数の A か月目とその後 12 か月ごとの基本退職金相当額に、厚生労働大臣が定めるその年度の支給率を乗じて得た額を、退職時まで累計した金額となり、2021 年度（令和 3 年度）の支給率は B となる。
- ② 企業年金連合会が支給する通算企業年金について、2017 年（平成 29 年）4 月 1 日以降に中途脱退して確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者のうち、移換時年齢 45 歳未満の者に対して適用される予定利率は C % である。

③ 以下の選択肢のうち、特定業種退職金共済の掛金の日額は、である。

(注) 建設業の掛金は2021年(令和3年)10月に改定されている。改定後の金額を選択すること。

【選択肢】

- (ア) 建設業が300円、清酒製造業が310円、林業が470円
- (イ) 建設業が300円、清酒製造業が320円、林業が470円
- (ウ) 建設業が300円、清酒製造業が470円、林業が310円
- (エ) 建設業が300円、清酒製造業が470円、林業が320円
- (オ) 建設業が310円、清酒製造業が300円、林業が470円
- (カ) 建設業が320円、清酒製造業が300円、林業が470円
- (キ) 建設業が310円、清酒製造業が470円、林業が300円
- (ク) 建設業が320円、清酒製造業が470円、林業が300円
- (ケ) 建設業が470円、清酒製造業が300円、林業が310円
- (コ) 建設業が470円、清酒製造業が300円、林業が320円
- (サ) 建設業が470円、清酒製造業が310円、林業が300円
- (シ) 建設業が470円、清酒製造業が320円、林業が300円

④ Aさんは掛金の加入者負担のある確定給付企業年金および加入者掛金を拠出可能な企業型年金に加入している。2020年(令和2年)に、確定給付企業年金の加入者が負担する掛金として80,000円、企業型年金の加入者掛金として100,000円を拠出した。これらによる所得控除の合計額は円である。

ただし、Aさんが加入している確定給付企業年金は、2011年(平成23年)5月に規約の承認を受けて実施され、それ以降は承認が必要な事象は発生していない。

また、2019年(平成31年)4月に資産管理運用機関の変更に伴い、新たに資産管理運用契約を締結している。

なお、Aさんは保険や共済には加入していない。

⑤ 退職手当等の額が1,500万円(退職一時金制度から2020年(令和2年)3月に支払い、これ以外の退職手当はなし。)、勤続年数が2年9か月であったBさんの退職所得控除額は

万円であり、退職所得の額は万円である。

なお、上記2年9か月のうちすべてが役員等勤続年数であり、この期間に対応する退職手当等として上記1,500万円の支払を受けたものとする。



余白ページ

問題2. 次の(1)～(5)の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 10点、(2) 6点、(3) 4点、(4) および(5) 各2点 (計24点)

(1) 確定給付企業年金に関し、次の①～④の設問に答えなさい。

- ① 確定給付企業年金法施行規則および『確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)』の改正により、2020年(令和2年)10月1日付で、確定給付企業年金法第6条第1項の「厚生労働省令で定める軽微な変更」に追加された規約変更内容を2つ簡記しなさい。
- ② 『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について 別紙3「申請書類一覧」 別添「制度間の権利義務の移転承継等に伴って承継する権利義務の限度の説明」』に定める事項は年金経理について4つあるが、このうち1つの「事項」を選んで記入のうえ、その「承継する権利義務の限度」について簡記しなさい。
- ③ 確定給付企業年金法施行規則第5条第3号において、給付減額の理由の1つとして、規約型企業年金が他の規約型企業年金と統合する場合等であって給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があることと定められているが、この「やむを得ないこと」として、『確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)』に記載されている内容を簡記しなさい。
- ④ 確定給付企業年金法施行規則第87条の2第1項第3号に定める、リスク分担型企業年金が定めることができる規約型企業年金または基金の分割時に移換する積立金の額の算定方法について簡記しなさい。なお、当該算定方法を選択する場合の条件(制約)についても明記すること。

(2) 企業型年金、個人型年金に関し、次の①～③の設問に答えなさい。

- ① 『確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)』に定める、労使合意により給与等を減額した上で、当該減額部分を事業主掛金として拠出し企業型年金の個人別管理資産として積み立てるか、給与等への上乗せで受け取るかを従業員が選択する仕組みを実施するに当たって、事業主が従業員に正確な説明を行う必要がある内容に含まれるものについて簡記しなさい。
- ② 確定拠出年金法施行令第29条第4号に定める、中小事業主が個人型年金加入者の掛金に上乗せして中小事業主掛金を拠出することを定める場合に満たすべき要件を簡記しなさい。

- ③ 中小事業主が個人型年金加入者の掛金に上乗せして拠出する中小事業主掛金の拠出対象となる者については「一定の資格」を定めることができるが、『確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）』に記載されている「一定の資格」として定めることのできるものをすべて簡記しなさい。

(3) 公的年金に関し、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」による年金受給開始時期の選択肢の拡大に関連するものとして、次の①および②の設問に答えなさい。

- ① 2022年（令和4年）4月より施行されることとなった、老齢厚生年金および老齢基礎年金の受給開始時期の選択肢に関する見直しの内容について簡記しなさい。
- ② 2023年（令和5年）4月より施行されることとなった、70歳到達後に老齢厚生年金および老齢基礎年金の請求を行い、かつ請求時点で繰下げ受給を選択しない場合の取り扱いに関する見直しの内容について簡記しなさい。

(4) 小規模企業共済制度の設計および税制について、次の①および②の設問に答えなさい。

- ① 共済金Aまたは共済金Bについて、その全部または一部が分割払いで支給されるための要件を簡記しなさい。
- ② 解約手当金の税法上の取り扱いについて簡記しなさい。

(5) 令和3年度税制改正の大綱の中で「退職所得課税の適正化」（2022年（令和4年）分以後の所得税より適用）が掲げられているが、これについて、次の①および②の設問に答えなさい。

- ① 本改正の内容を簡記しなさい。
- ② 以下のCさんの改正による退職所得の金額への影響を簡記しなさい。

<Cさんの情報>

- ・勤続年数5年0か月で退職
- ・1,000万円の退職金を受け取った（法人役員等ではないものとする）

## 【第Ⅱ部】

問題 3. 次の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること]

(1) 2 点、(2) 3 点、(3) 2 点、(4) 3 点 (計 10 点)

A 社の退職給付制度の概要は資料 1 のとおりである。

A 社は、2024 年 (令和 6 年) 12 月より実施される確定拠出年金の拠出限度額の見直しを踏まえ、資料 2 のとおり 2025 年 (令和 7 年) 4 月に退職給付制度の変更を検討している。

(資料 1 : A 社の退職給付制度の概要)

- ① A 社の退職給付制度はポイント制を採用しており、確定給付企業年金 (以下「DB」という。) と企業型年金 (以下「企業型 DC」という。) へ概ね半分ずつ移行している。
- ② 原則として「単年度ポイント×単価×0.5/12」をポイント制 DB のポイントに毎月累積していき、残る「単年度ポイント×単価×0.5/12」を企業型 DC の事業主掛金 (以下「DC 掛金」という。) として毎月拠出する。
- ③ ただし、上記の DC 掛金が 27,500 円 (月額) を上回る場合は、DC 掛金は 27,500 円 (月額) とし、当該上回る部分は DB の「単年度ポイント×単価×0.5/12」へ加算したうえで、DB のポイントに累積していく。
- ④ 単年度ポイントのテーブルは以下のとおりであり、年齢のみに依存するものとする。

年齢	55 歳	56 歳	57 歳	58 歳	59 歳
単年度ポイント ×単価 (年額)	504,000 円	600,000 円	672,000 円	720,000 円	600,000 円

- ⑤ DB は資格喪失事由による給付額格差はなく、「資格喪失時の累積ポイント×単価」を一時金原資として、加入者期間 1 か月以上で確定年金を支給するものとする。
- ⑥ 給付利率 (年金換算率) と繰下利率は、ともに 0.0% とする。
- ⑦ DB の財政方式は加入年齢方式とし、簡単のため、予定新規加入年齢を 55 歳、最終年齢を 60 歳とし、予定死亡率と予定脱退率は最終年齢まで一律 0.0% とする。また、予定利率は 0.0% とする。
- ⑧ DB 加入者は全員 55 歳以上であり、55~59 歳の各年齢の加入者が存在するものとする。

(資料 2 : 退職給付制度の変更内容)

- ・資料 1 の③を以下の下線部分のとおり変更する。
  - ③ただし、上記の DC 掛金が「55,000 円から他制度掛金相当額を控除した額」(月額) を上回る場合は、DC 掛金は「55,000 円から他制度掛金相当額を控除した額」(月額) とし、当該上回る部分は DB の「単年度ポイント×単価×0.5/12」へ加算したうえで、DB のポイントに累積していく。
- ・退職給付制度の変更前にすでに累積した DB のポイントは、変更しないこととする。

(1) A社に限らず一般に、「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第244号）」附則に定める、2024年（令和6年）12月1日時点で現に実施されている企業型DCに適用される拠出限度額に関する経過措置について簡記しなさい。

(2) A社が検討している退職給付制度の変更を実施した場合の他制度掛金相当額（月額）を以下の選択肢の中から選択し、記号で答えなさい。

なお、簡単のため、資料1の④の単年度ポイントのテーブルの適用期間が企業型掛金拠出単位期間と同一である者が、55歳到達と同時に加入する前提で計算すること。

また、A社のDBは簡易な基準に基づくDBではないものとし、2024年（令和6年）12月1日直前を計算基準日とする財政計算の結果に基づいて掛金の額を算定するDBの加入者に係る他制度掛金相当額の経過措置は適用しないものとする。

**【選択肢】**

(ア) 21,000円以下    (イ) 22,000円    (ウ) 23,000円    (エ) 24,000円

(オ) 25,000円    (カ) 26,000円    (キ) 27,000円    (ク) 28,000円    (ケ) 29,000円

(コ) 30,000円    (サ) 31,000円    (シ) 32,000円    (ス) 33,000円    (セ) 34,000円

(ソ) 35,000円以上

(3) A社が検討している退職給付制度の変更を実施した場合、A社の企業型DCにおいてマッチング拠出が可能であるとすると、55～59歳の各年齢で企業型DCの加入者掛金は年額いくらまで拠出可能か。

なお、簡単のため、資料1の④の単年度ポイントのテーブルの適用期間が企業型掛金拠出単位期間と同一である者について解答すること。

また、拠出できない場合は、「(拠出不可)」と記入すること。

(4) A社が検討している退職給付制度の変更について留意点を挙げ、他の制度変更案の提示も含めたアドバイスを述べなさい。

なお、計算基礎率は資料1の⑦のような単純化は行わない前提で解答すること。

問題4. 次の(1)、(2)の各問に答えなさい。

[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること((1)および(2)ともに、それぞれ2枚以内)。必ず指定枚数以内の解答にとどめること。]

各20点 (計40点)

(1) 確定給付企業年金における掛金の額の計算に用いる予定利率は、確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号において「積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められるものとする。ただし、国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率を下回ってはならない。」とされている。

一方で、実際の運用成果と予定利率が乖離すると、給付設計によっては将来的な制度変更等も含めて給付額にも影響を与える可能性があることなどを踏まえ、予定利率の設定と給付設計との関係はどのようにあるべきかについて所見を述べなさい。

なお、解答にあたっては、現状の法令等に基づいて述べること、あるいは法令等の改正が必要として述べることのいずれも可能とする。

(2) 今後、平均寿命・健康寿命の延伸に伴う高齢期の長期化が見込まれている状況において、近年では定年延長・雇用延長を実施することで高齢者の就業促進を図る企業が増加している。このような就業環境の変化や昨今の公的年金制度に関する受給開始時期の変更等に関する法改正事項を踏まえて、老後所得を長期に亘って安定して確保していくための年金制度の望ましいあり方について、どのように考えるか、所見を述べなさい。

なお、解答にあたっては、企業年金制度について述べること、あるいは公的年金制度および企業年金制度について述べることのいずれも可能とし、現状の法令等に基づいて述べること、あるいは法令等の改正が必要として述べることのいずれも可能とする。

以上